

決議第 4 号

米兵によるわいせつ目的誘拐、暴行事件に対する抗議決議

上記の議案を読谷村議会会議規則（昭和 62 年読谷村議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項及び第 3 項の規定により提出します。

令和 6 年 7 月 5 日提出

読谷村議会議長 伊 波 篤 殿

提出者 読谷村議会基地関係調査特別委員会

委員長 與 那 覇 徳 雄

米兵によるわいせつ目的誘拐、暴行事件に対する抗議決議

昨年12月24日、米軍嘉手納基地所属の空軍兵が、本島中部の公園から16歳未満と知りながら声をかけ、わいせつ目的で車輦に乗せ自宅で性的暴行を加えたとして、那覇地検がわいせつ誘拐、不同意性交の罪で起訴したことが、6月25日発覚した。

事件が明るみに出たのは事件発生から半年経過後であり、少女の人権と尊厳を踏みにじる極めて悪質な犯罪にも関わらず、起訴から約3か月の間、県や関係自治体に対して報告がされていなかったことは、断じて容認できない。

外務省は、少女へのわいせつ誘拐、性的暴行の重大性を認識していたならば速やかに情報提供すべきであり、情報が伏せられたことに不信感を持たざるを得ない。

沖縄県民はこれまで数多くの在沖米兵による事件・事故に苛まれ、その度に重くのしかかる米軍基地負担の重圧に苦しみ、悲しみと怒りを感じながら、それでも耐えてきた歴史を抱えている。明らかになった重大事件について、沖縄県民は誰一人として許すことはできない。

本年5月にも米海兵隊員による性暴力事件が発生し、地域社会に強い衝撃と不安を与えたことに強く抗議する。

よって読谷村議会は、今回の事件に対し満身の怒りを込めて抗議するとともに、事件・事故の実効性ある再発防止に向けて下記の通り強く要求する。

記

- 1 被害者への謝罪及び完全な補償と丁寧な精神的ケア等、誠意ある対応を行うこと。
- 2 米軍人・軍属等の綱紀粛正の徹底と抜本的かつ実効性のある再発防止策を実施すること。
- 3 米軍人・軍属等による犯罪事案については、被害者のプライバシーを保護しつつ、関係機関への情報提供を迅速に行うこと。
- 4 日米地位協定の抜本的な見直しを図ること。

以上、決議する。

令和6年7月5日

沖縄県読谷村議会

あて先

米国大統領 米国国防長官 米国国務長官 駐日米国大使 在日米軍司令官
在日米軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事 第18航空団司令官 第3海兵遠征軍司令官